

これまでの復習

政府介入の基準

政策分析とは何か？

政策の良し悪しはどのようにして決まるか？

ケース・スタディ

農業政策

「行政関与の在り方に関する基準」(1996年12月, 行政改革委員会)

判断基準

1. 全般的な基準

- (1) 民間活動の優先
- (2) 行政活動の効率化
 - a. 行政における市場原理の活用, b. 権限と責任の明確化, c. 政府の失敗の考慮
- (3) 行政による説明責任の遂行と透明性の確保
 - a. 行政の説明責任, b. 便益と費用の総合評価, c. 数量的評価の導入, d. 情報公開の一層の推進
- (4) 定期的な見直しの実施

2. 行政の関与の可否に関する基準

3. 行政の関与の仕方に関する基準

2. 行政の関与の可否に関する基準

「行政の関与は、市場原理が有効に機能しない『市場の失敗』がある場合に限り、関与も必要最小限にとどめる。市場の失敗には、資源配分の効率性にかかわるものと、所得・富の分配の公平性にかかわるものがあり、当委員会ではこれら双方に関する基準を示している。」

- (1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給
 - a. 経済安全保障
 - b. 市場の整備
 - c. 情報の生産
 - d. 文化的価値
- (2) 外部性
- (3) 市場の不完全性
 - a. 不確実性
 - b. 情報の偏在(逆選択, 消費者保護など)
- (4) 独占力
- (5) 自然(地域)独占
- (6) 公平の確保
 - a. 地域間の所得再分配
 - b. 産業間の所得再分配
 - c. 世代間の所得再分配

市場の失敗

- 1 不完全競争
- 2 公共財
- 3 外部性
- 4 不完備市場
- 5 不完全情報
- 6 失業等のマクロ経済変動

市場経済が効率的な資源配分を実現したとしても政府の介入が必要な理由

- 1 競争市場の所得分配が望ましくない所得分配をもたらす可能性
- 2 個人が正しく消費の判断をできない可能性(価値財, paternalism)

3. 行政の関与の仕方に関する基準

(1) 政策手段・形態に関する基準

「行政が関与する場合、その政策目的を明確化するとともに、その目的に応じて最も適切な手段・形態を選択の上、その理由を説明する。

その説明に当たっては、代替的な政策手段・形態について、それぞれの長所・短所を比較検討し、その詳細を明らかにする必要がある。その際、可能な限り定量的に分析する。」

政府介入の手段

	提供：民間	提供：公的部門 (公的提供)
生産：民間	規制	公共調達、民間委託、
生産：公的部門 (公的生産)	公企業	狭義の政府活動

政策の影響の評価(実証的問題「である」に関する分析)

民間部門は政策にどう反応するか
資源配分にどのように影響するか
所得分配にどのように影響するか

食料・農業・農村基本法

基本理念

- 1 食料の安定供給の確保
- 2 多面的機能の発揮
- 3 農業の持続的な発展
- 4 農村の振興

食料・農業・農村基本計画

食料の安定供給の確保に関する施策

- 1 食料消費に関する施策の充実
- 2 食品産業の健全な発展
- 3 農産物の輸出入に関する措置
- 4 不測時における食料安全保障
- 5 国際協力の推進

農業の持続的な発展に関する施策

- 1 望ましい農業構造の確立
- 2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- 3 農地の確保及び有効利用
- 4 農業生産の基盤の整備
- 5 人材の育成及び確保
- 6 女性の参画の促進
- 7 高齢農業者の活動の促進
- 8 農業生産組織の活動の促進
- 9 技術の開発及び普及
- 10 農産物の価格の形成と経営の安定
- 11 農業災害による損失の補てん
- 12 自然循環機能の維持増進
- 13 農業資材の生産及び流通の合理化

農村の振興に関する施策

- 1 農村の総合的な振興
- 2 中山間地域等の振興
- 3 都市と農村の交流等

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

(多面的機能の発揮)

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(農業者等の努力)

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

(農業者等の努力の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(消費者の役割)

第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(食料消費に関する施策の充実)

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出入に関する措置)

第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

(望ましい農業構造の確立)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に

対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農業生産の基盤の整備）

第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

（農業災害による損失の補てん）

第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

（農村の総合的な振興）

第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（中山間地域等の振興）

第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。